

労働協約が労働者にとってその生活条件、労働条件を改善しようとする諸給付を確保するのに適合した措置であるということである。

また、この国際会議での討議はいくつかの動向を明らかにしたが、なかでも労働協約にもとづく諸給付のなかにみられる発展と統一ということをあげなければならない。それらは結局、協約が立法のなかに実質的に入れこまれるということ、あるいは基礎的社会保障に並行した補足制度の創設の結果として現われているのである。

この国際会議の特別の注目を引き寄せたことは、労働協約に基づく諸給付費が商品やサービスの価格に与える影響であり、またその生産性への影響である。

法定社会保障と労働協約との間の相互関係については、この会議では、各国の法定社会保障が到達した段階にライトを当てて分析がおこなわれた。

この国際会議での討議の結果として強調されたことは、労働協約を通じて提供される各種給付が、ラテン・アメリカにおいては、社会保障の代替措置として、あるいは社会保障

の補足措置としての地位を得てきているということである。それらの各種給付は早急に基本的なニーズを満たさなければならなくなっており、同時に労働者の経済的社会的要求の部分となってきた。

とはいっても、この労働協約という形で到

達された幅広い多様な解決は、権限ある社会保障機関からの組織的な援助の必要を強く必要としている。

ISSA, *International Social Security*

Review. No. 1, 1971.

(上村政彦 健保連)

疾病保険の新時代



(西ドイツ)

疾病保険は新時代に突入

1970年10月1日に連邦政府は、9月29日にハンブルグで開かれた医療の諸問題に関する労働団体の会議における青少年・家庭・保健大臣 Strobel 女史の講演の内容を公表したが、そのなかで同女史は当時両議会で審議中だった疾病の早期発見事業にもふれていた。そしてそれによる効果を予測するとともに、「健康は医者を必要としない」というバイブル的なことばは疾病の早期発見事業の導入によっ

てその効果を失うことになる」と述べた。この事業に関する規定は1971年7月1日より施行されたが、われわれは公的疾病保険がたどってきた沿革のなかでこれほどまで象徴的な例を見い出せない。新しい法律によって、他の分野にも影響を及ぼし、反作用をよびおこす確実な効果が現われることになる。なにはともあれ、誇張なしに、疾病の早期発見事業の導入によって公的疾病保険は新しい時代に突入したということができよう。

疾病の早期発見事業は給付の新しい形態を条件とする

第2次疾病保険改正法 2. KVÄG₂によって、疾病金庫は金庫医（保険医）協会と協力して被保険者およびその被扶養者に対して、あらゆる適当な方法で一定期間、健康保障にとって必要な疾病の早期発見のための検査の請求について周知させるよう義務づけられた。疾病の早期発見事業の場合新しい給付形態がとられざるをえない。この給付形態は時間の経過とともに他の給付分野にも作用を及ぼすものと思われる。

公的疾病保険の財政政策の変更

疾病の早期発見事業の法的導入は、疾病金庫のみならず政治家の勉強の仕直しを必要とする。最近10～15年間の公的疾病保険の財政状況をみると、すべての疾病金庫が多かれ少なかれ財政的不安定におちいつている。一連の年には公的疾病保険は財政的崩壊の瀬戸際までに至った。疾病保険が永久に被保険者のためのものであるためには、また疾病の早期

発見を役立たせるためには、十分な資金が調達されなければならない。この点疾病金庫も政治家もよく認識すべきである。財政的に不十分な疾病金庫では十分な事業はとうてい期待できないのである。

む す び

1971年7月1日より公的疾病金庫は単なる疾病保険の機関ではなく、健康保障の機関でもある。この種の基本的改正は、水のなかに投げられた石にも似たものである。すなわち、それは全体に波紋を投げかけ、すべての側に影響を及ぼす。疾病の早期発見事業の法的導入による効果はすでにいまでも予測することができる。われわれは、われわれがこれを模範的に行なうことができることを願う。そうすることによって他にもよい効果が及ぶであろう。

形式的には1971年7月1日から公的疾病保険の法定給付として疾病の早期発見事業が実施されることになったが、実際に軌道に乗って行なわれるようになるにはまだ相当の時間を要するであろう。

(注) 本論文が取り上げて論じている疾病の早期発見事業 Früherkennungsmassnahmen は、第2次疾病保険改正法（1970年11月に成立）により1971年7月1日より、特定の疾病の早期検診を公的疾病保険の法定給付として行なうというものである。具体的には、4歳未満の幼児、30歳以上の女子および45歳以上の男子は、負担なしに疾病の早期検診を受けることができ、幼児の場合は正常な成長を阻むすべての疾病について制限なしに、また成人の場合はガンについて年1回受けることができるというものである。また、この事業を行なうにあたっては疾病金庫と金庫医（保険医）協会は被保険者等にその意義と目的を周知徹底させることを義務づけられている。

Tervooren, F., Nach dem 1. Juli 1971 wird sich in der GVK vieles ändern, *Die Krankenversicherung*, Juli/August 1971, S. 162 ~164.

(石本忠義 健保連)